○関東地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市東大和田一丁目四八〇番一地先から同市稲荷木一丁目五〇一番二四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
みどり市笠懸町鹿三三一番二から同市笠懸町鹿三三一番二地先まで	前	二八・〇〇～五一・〇〇メートル	二二・〇二キロメートル
	後	二八・〇〇～四七・〇〇メートル	二二・〇二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間
五十号	みどり市笠懸町鹿三〇九八番五地先から同市笠懸町鹿三〇三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

〃　みどり市笠懸町鹿三三一番一から同市笠懸町鹿三三一番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十五年三月二十五日

○関東地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小山市大字間々田字五丁目一二三六番から同市大字間々田字五料八〇一番二まで	前	一一・〇〇～一三・三九メートル	〇〇・二一六キロメートル
	後	一一・〇〇～四一・一四メートル	〇〇・二一六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
那須塩原市井口字腰巻一五一七番一から同市西遅沢字下原二四番一まで	前	一〇・九一～一四・〇四メートル	〇〇・三〇四キロメートル
	後	一三・八九～四三・一八メートル	〇〇・三〇四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
栃木県那須郡那須町大字高久甲字川西二〇〇五番一から同町大字高久甲字道西二四三三番三まで	前	一八・四六～三九・四二メートル	〇〇・〇五三キロメートル
	後	一八・四六～四四・九九メートル	〇〇・〇五二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東京都文京区本郷二丁目三〇六番二八からさいたま市北区吉野町一丁目三九三番九まで	前	BA	一四・九五～六一・六〇メートル	二一・六二七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一四・九五～六一・六〇メートル	二一・六二七キロメートル	
		BA	二八・七〇～三三六・〇〇メートル	二三・三九三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所